

## 「泊まって応援！おおだ de 宿泊キャンペーン」 Q&A 集(12/1 時点)

■おおだ de 宿泊キャンペーンとは .....	3
・おおだ de 宿泊キャンペーンとはなんですか。 .....	3
・連泊制限や利用回数の制限はありますか。 .....	3
・割引またはキャッシュバックを受けるために、旅行者は何をしたら良いのでしょうか。 .....	3
・事前にチケットの購入が必要ですか。 .....	3
・宿泊料金は税込価格ですか。また、入湯税は含めていいのですか。 .....	3
■期間について .....	3
・期間はいつまでですか。 .....	3
・予算の上限に達し次第終了しますか。 .....	3
・各宿泊施設先着何名までという上限はありますか。 .....	4
■宿泊事業者参加登録について.....	4
・参加条件はなんですか。 .....	4
・参加登録に必要な書類はなんですか。 .....	4
・書類はどこにありますか。 .....	4
・申請後、すぐに割引を始めていいですか。 .....	4
・旅行会社も参加登録できますか。 .....	4
・参加登録した宿泊施設はどこで確認できますか。 .....	4
■割引またはキャッシュバックについて.....	4
・助成額を決めるにあたり、「1泊1人あたりの宿泊料金」はどうやって算出すればいいですか。 ...	4
・Go To トラベルと併用したい場合は、割引前の宿泊料金が適応となりますか。 .....	5
・子どもや幼児も1名とカウントしていいですか。 .....	5
・併用できる割引等を教えてください。 .....	5
・「Go To イート食事券」や「おおだ飲食店未来応援チケット」等飲食チケットは併用できますか。 .....	5
■対象商品について.....	6
・割引の対象は誰ですか。 .....	6
・お土産や飲食は対象になりますか。 .....	6
・日帰り入浴や宴会のみの利用は対象となりますか。 .....	6
・キャンペーン開始以前から連泊している場合はどうなりますか。 .....	6
・予約段階で精算済みの場合も対象になりますか。 .....	6
・予約時に本キャンペーンを利用したいと伝えていなければ利用することはできませんか。 .....	6
・子ども料金も対象になりますか。 .....	6
・県外在住の人と宿泊した場合はどうなりますか。 .....	6
・教育旅行（修学旅行）は、本キャンペーンの対象になりますか。 .....	6
■チェックインについて.....	7
・島根県民であることはどのように証明すればいいですか。 .....	7

- 確認した本人確認書類は、宿泊施設側で写しをとる必要がありますか。 ..... 7
- 子どもも本人確認書類を提示する必要がありますか。 ..... 7
- 同行者全員分本人確認書類の確認が必要ですか。 ..... 7
- お客様が本人確認書類を持っていない場合どうすればいいですか。 ..... 7
- 宿泊確認書は代表者がまとめて記入していいですか。 ..... 7
- アンケートは必ず書かなければいけませんか。 ..... 7
- 受付の混雑防止のため、事前に旅行者に宿泊確認書の記入をしてもらうことは可能ですか。 ..... 7
- 実績報告、請求書はどこに提出すればいいですか。 ..... 7
- 郵送で実績報告、請求書等を送る場合は、送料を負担しなければいけませんか。 ..... 7
- 請求金額はいつ振り込まれますか。 ..... 8
- 参加登録申請時と口座の名義や口座番号が変更となった場合はどうすればいいですか。 ..... 8
- 実績報告書兼請求書の“今後の予約状況”の欄は記入しないといけませんか。 ..... 8
- 宿泊確認書と実績報告書兼請求書がなくなりました。 ..... 8

## ■おおだ de 宿泊キャンペーンとは

- おおだ de 宿泊キャンペーンとはなんですか。

⇒島根県民を対象として、1泊1人あたりの宿泊料金に応じて、1,000円～4,000円を割引またはキャッシュバックするキャンペーンです。助成を行うことで大田市内の宿泊や飲食、観光消費を促し、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている市内宿泊事業者の収益確保に繋げることを目的としています。

1泊1人あたりの宿泊料金	1泊あたりの助成金額
10,000円未満	1,000円
10,000円以上15,000円未満	2,000円
15,000円以上20,000円未満	3,000円
20,000円以上	4,000円

- 連泊制限や利用回数の制限はありますか。

⇒特にありません。

ただし、併用ができる他のキャンペーンは制限がある場合がございます。

(例) Go To トラベル…8泊以上の宿泊の場合、7泊分までは対象。

- 割引またはキャッシュバックを受けるために、旅行者は何をしたら良いのでしょうか。

⇒宿泊の予約をする際、宿泊施設へ「おおだ de 宿泊キャンペーンを利用したいです」とお伝えください。

宿泊予約サイトから予約される場合は備考欄等にご記入ください。宿泊当日、チェックインの際宿泊確認書への記入と島根県にお住まいであることが証明できる書類の提示をお願いします。精算時に割引またはキャッシュバックが適用されます。

- 事前にチケットの購入が必要ですか。

⇒精算時に割引またはキャッシュバックを受けるものであるため、チケットはありません。

- 宿泊料金は税込価格ですか。また、入湯税は含めていいのですか。

⇒税込み価格です。入湯税が宿泊料金にあらかじめ含まれている場合は、入湯税を含めて構いません。ただし、宿泊料金とは別に、宿泊施設等の現地で支払う場合は入湯税を含めないでください。

## ■期間について

- 期間はいつまでですか。

⇒令和2年7月10日(日)～令和3年1月31日(日)です。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、期間を変更する場合があります。

- 予算の上限に達し次第終了しますか。

⇒基本的にはキャンペーン終期まで実施しますが、新型コロナウイルス感染症の状況によってはキャンペーン終期より前に終了する場合がございます。

- ・各宿泊施設先着何名までという上限はありますか。  
⇒各宿泊施設での上限はありません。

## ■宿泊事業者参加登録について

- ・参加条件はなんですか。

⇒下記①～③のすべてに該当する大田市内の宿泊施設が対象です。

- ①旅館業法第3条第1項に基づく営業許可のある市内の旅館、ホテル、簡易宿所
- ②保健所からの調査、指導等があった場合に、全面的に協力することを承諾した施設

- ③しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」取組宣誓店

「新型コロナの予防に取り組むお店」は以下サイトよりご確認ください。

([https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/eisei/life\\_hygiene/koronatorikumizigyousya.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/eisei/life_hygiene/koronatorikumizigyousya.html))

- ・参加登録に必要な書類はなんですか。

⇒下記①、②の書類が必要です。大田市観光振興課へ原本を郵送またはご持参ください。

- ①参加登録申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）

- ・書類はどこにありますか。

⇒島根県大田市公式サイトからダウンロードいただけます。

([https://www.city.ohda.lg.jp/ohda\\_city/city\\_organization/23/596/zigyousyanominasamahe/3512](https://www.city.ohda.lg.jp/ohda_city/city_organization/23/596/zigyousyanominasamahe/3512))

ただし、インターネット環境がない場合はFAXで送付しますので、大田市観光振興課までご連絡ください。

- ・申請後、すぐに割引を始めていいですか。

⇒大田市観光振興課で審査後、参加登録決定通知書にて通知します。参加登録決定通知書に記載している日付以前の宿泊は助成の対象となりません。

- ・旅行会社も参加登録できますか。

⇒本キャンペーンは宿泊事業者を対象としたものですので、旅行会社は対象となりません。ただし、本キャンペーンを利用して、大田市の宿泊施設に宿泊すると旅行者が直接キャッシュバックを受けられる「キャッシュバックプラン」の造成は可能です。

- ・参加登録した宿泊施設はどこで確認できますか。

⇒島根県大田市観光サイト内特設ページからご確認ください。

([https://www.ginzan-wm.jp/pickup\\_post/oda\\_de\\_syukuhaku/](https://www.ginzan-wm.jp/pickup_post/oda_de_syukuhaku/))

## ■割引またはキャッシュバックについて

- ・助成額を決めるにあたり、「1泊1人あたりの宿泊料金」はどうやって算出すればいいですか。

⇒宿泊料金の総額を人数で割戻した額が1泊1人あたりの料金です。ただし、1棟貸して1泊1人あたりの人数を定めていない宿泊施設に関しては、人数で割戻をせず、1棟貸しの金額を対象とします。

<例>

2人1泊計60,000円の宿泊（大人1人1泊50,000円、子ども1泊10,000円）

⇒本キャンペーンの対象額は60,000円/2=1人1泊あたり30,000円

30,000円を当てはめると1人あたり4,000円割引、2人だと8,000円割引

⇒お客様の支払い額は52,000円（助成額計8,000円）

・Go To トラベルと併用したい場合は、割引前の宿泊料金が適用となりますか。

⇒Go To トラベルと併用する場合は、Go To トラベルの割引適用後の額から、1人あたりの金額を割戻した額が対象です。ただし、1棟貸して1泊1人あたりの人数を定めていない宿泊施設に関しては、人数で割戻せず、Go To トラベルの割引適用後の額を対象とします。

<例>

2人1泊計60,000円の宿泊（大人1人1泊50,000円、子ども1泊10,000円）

⇒GoToトラベルの支援額は60,000円×1/2=30,000円

その中の7割の21,000円が旅行代金割引となり、GoToトラベル割引適用後の額は39,000円

⇒おおだ de 宿泊キャンペーンの対象額は39,000円/2人=1人1泊あたり19,500円

19,500円を当てはめると1人あたり3,000円割引、2人だと6,000円割引

⇒旅行者の支払額は39,000円-6,000円=33,000円（助成額計27,000円）

・子どもや幼児も1名とカウントしていいですか。

⇒子どもや幼児も1名としてカウントします。

・割引またはキャッシュバックのどちらを受けるか旅行者が選べますか。

⇒割引とするかキャッシュバックとするかの判断は宿泊施設に任せていますので、事前に宿泊施設にお問い合わせください。事前決済が完了している場合はキャッシュバックとなります。

・併用できる割引等を教えてください。

⇒代表的なものではしまねプレミアム宿泊券（発行元：島根県）、Go To トラベル（実施元：観光庁）があります。その他 OTA 等が発行するクーポン割引や、各種割引の併用も可能です。ただし、しまねプレミアム宿泊券はGo To トラベルと併用できないため、お客様の利用パターンは下記の3パターンとなります。

①Go To トラベル+おおだ de 宿泊キャンペーン

②しまねプレミアム宿泊券+おおだ de 宿泊キャンペーン

③おおだ de 宿泊キャンペーンのみ

※【Go To +プレミアム+おおだ de】という組み合わせは適用されません。

・「Go To イート食事券」や「おおだ飲食店未来応援チケット」等飲食チケットは併用できますか。

⇒飲食と宿泊の会計が別の場合、飲食には飲食チケット、宿泊には本キャンペーンが使えます。しかし、

宿泊プランの中に飲食が含まれている場合は、飲食と宿泊で一会計となるため、本キャンペーンのみ適応されます。

## ■対象商品について

・割引の対象は誰ですか。

⇒島根県に居住する方が対象です。

・お土産や飲食は対象になりますか。

⇒お土産・飲食ともに宿泊プランに含まれているものは対象ですが、宿泊プランに含まれないものは対象になりません。

(例) ルームサービスや、追加料金扱いとなる飲食など

・日帰り入浴や宴会のみの利用は対象となりますか。

⇒対象になりません。宿泊料金の発生が条件です。

・キャンペーン開始以前から連泊している場合はどうなりますか。

⇒キャンペーン開始日(7/10)以降の宿泊料金に割引が適用されます。

・予約段階で精算済みの場合も対象になりますか。

⇒対象になります。事前決済の場合は割引ではなくキャッシュバックとなります。

・予約時に本キャンペーンを利用したいと伝えていなければ利用することはできませんか。

⇒宿泊施設側の準備もありますので、出来る限り予約時にお伝えください。ただし、飛び込みで宿泊された方も島根県民であれば対象となります。

・子ども料金も対象になりますか。

⇒対象になります。宿泊料金を別表に当てはめた金額を助成します。

・ビジネス利用は可能ですか。

⇒本キャンペーン単独で利用される場合は、ビジネス利用可能です。申込前に本キャンペーンの利用が可能かどうか所属先に確認の上、お申込みください。

・県外在住の人と宿泊した場合はどうなりますか。

⇒原則県内在住者のみが対象です。

・教育旅行(修学旅行)は、本キャンペーンの対象になりますか。

⇒対象となりません。

## ■チェックインについて

・島根県民であることはどのように証明すればいいですか。

⇒住所がわかる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等）のご提示をお願いいたします。

・確認した本人確認書類は、宿泊施設側で写しをとる必要がありますか。

⇒写しをとる必要はありません。目視による確認で構いません。

・子どもも本人確認書類を提示する必要がありますか。

⇒未成年の本人確認書類の提示は不要です。宿泊施設は、宿泊確認書の本人確認書類の欄の“未成年”の欄にチェックしてください。

・同行者全員分本人確認書類の確認が必要ですか。

⇒未成年を除く、全ての宿泊者の本人確認書類の確認が必要です。

・お客様が本人確認書類を持っていない場合どうすればいいですか。

⇒お持ちでない方は本人確認書類に代わるもの（ただし住所が確認できるもの）をご提示ください。

・宿泊確認書は代表者がまとめて記入していいですか。

⇒まとめて記入していただいて構いません。あわせて、代表者と同行者の住所が同じ場合は“代表者と同じ”の欄にチェックを入れるだけで構いません。ただし、代表者本人の直筆であることが原則です。精算時に再度署名してもらうことで不正防止としています。

・アンケートは必ず書かなければいけませんか。

⇒宿泊確認書にアンケート記入がキャンペーン参加条件と明記してありますので、必ずアンケートにご記入ください。事業効果の検証や今後のマーケティングの参考とさせていただきます。

・受付の混雑防止のため、事前に旅行者に宿泊確認書の記入をしてもらうことは可能ですか。

⇒可能です。島根県大田市公式サイト、もしくは大田市観光サイトから宿泊確認書のダウンロードができます。

## ■実績報告、請求について

・実績報告、請求書はどこに提出すればいいですか。

⇒支払事務委託先の（一社）大田市観光協会へ提出してください。実績報告・請求の際は下記①②が必要です。郵送または持参により提出してください。

①報告期間のすべての宿泊確認書（原本）

②実績報告書兼請求書（原本）

・郵送で実績報告、請求書等を送る場合は、送料を負担しなければいけませんか。

⇒送付用のレターパックをお渡しします。レターパックを利用して送付ください。ただし、提出書類に不備があり再提出となった場合の送料は宿泊施設でご負担ください。

また、使用しなかったレターパックはキャンペーン終了後回収しますので、なくさないように保管してください。

・請求金額はいつ振り込まれますか。

⇒実績報告書兼請求書の受理から概ね 2 週間程度で指定の口座に振り込みます。ただし、提出書類に不備がある場合は、別途期間を要します。

・参加登録申請時と口座の名義や口座番号が変更となった場合はどうすればいいですか。

⇒個別に対応いたします。大田市観光振興課までご連絡ください。

・実績報告書兼請求書の“今後の予約状況”の欄は記入しないといけませんか。

⇒この数字を基に、今後のキャンペーンの利用予測を立てます。必ずご記入ください。

・宿泊確認書と実績報告書兼請求書がなくなりました。

⇒島根県大田市公式サイトからダウンロードいただけます。ただし、インターネット環境がない場合は FAX で送付しますので、大田市観光振興課までご連絡ください。